

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く）における
ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示について

様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両が流し営業で運行される場合に、その特長を発揮するためには、誰でも乗車可能であることが外見で判別できることが必要です。このため、国土交通省では標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（以下「認定要領」という。）に基づき、ユニバーサルデザインタクシー車両の表示事項及び表示方法の取扱いを通達で規定しており、中部運輸局管内においては、同通達に基づき下記のとおりタクシー事業者に求めることとしております。

記

1. 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

認定要領第5に基づき認定された車両に表示すべきマークは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- ① レベル準1 別紙1
- ② レベル1 別紙2
- ③ レベル2 別紙3

2. 表示マークの大きさについて

15cm四方以上とする。

3. 表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

4. 施行期日

令和6年4月1日より施行する。

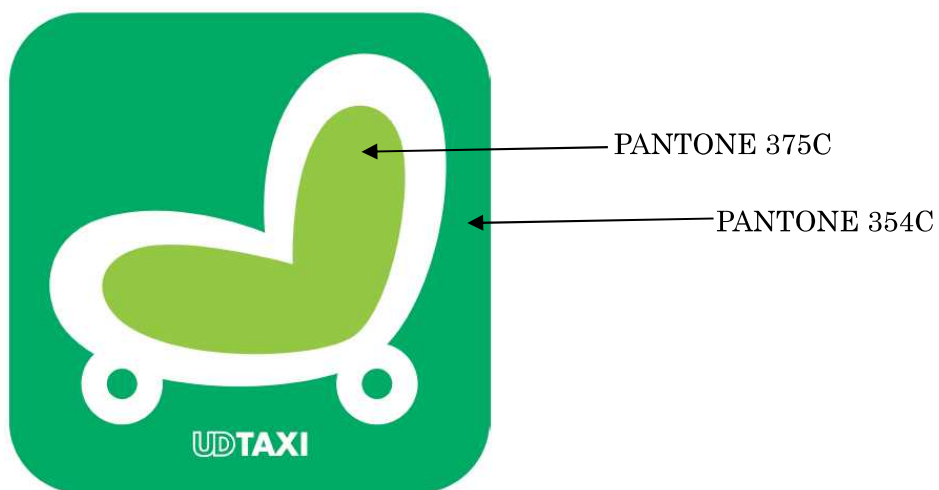
以上

(別紙1)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において
レベル準1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

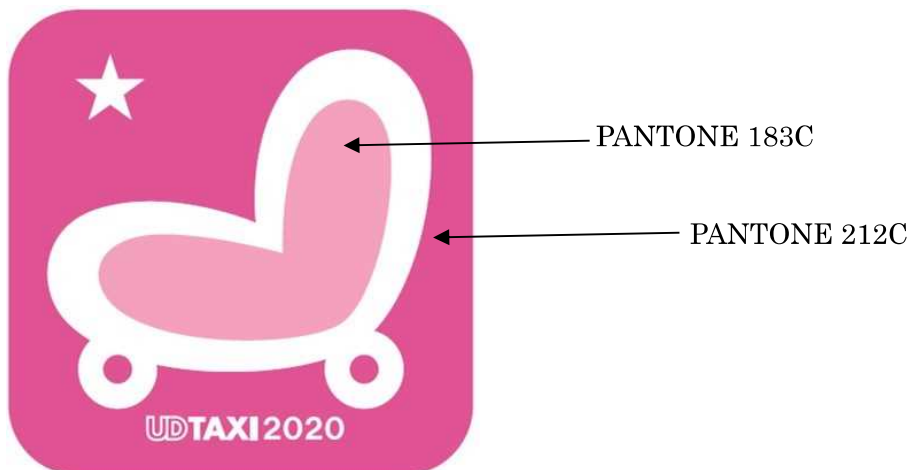


(別紙2)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において
レベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について



(別紙3)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において
レベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

